

健康で安心して暮らせるまちづくりを目指して

市は、高齢者を取り巻く状況の変化や超高齢社会における諸課題に対応するため、30年度から32年度を期間とする「市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定しました。この計画は、今後3年間に於ける本市の高齢者福祉、介護保険事業の基本となるものです。計画策定の背景や取り組みの重点事項、介護保険施設の整備方針のほか、計画にあわせて改定する介護保険料などについてお知らせします。

■問い合わせ先 本庁長寿社会課介護給付係・介護認定係（内線263・265）

計画策定の背景

高齢者福祉計画は、老人福祉法に基づき高齢者の健康と福祉の増進を図るため、また、介護保険事業計画は、介護保険法に基づき介護保険事業の円滑な実施を図るため策定するものです。市は、高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図るため、両計画を一体的に策定しています。

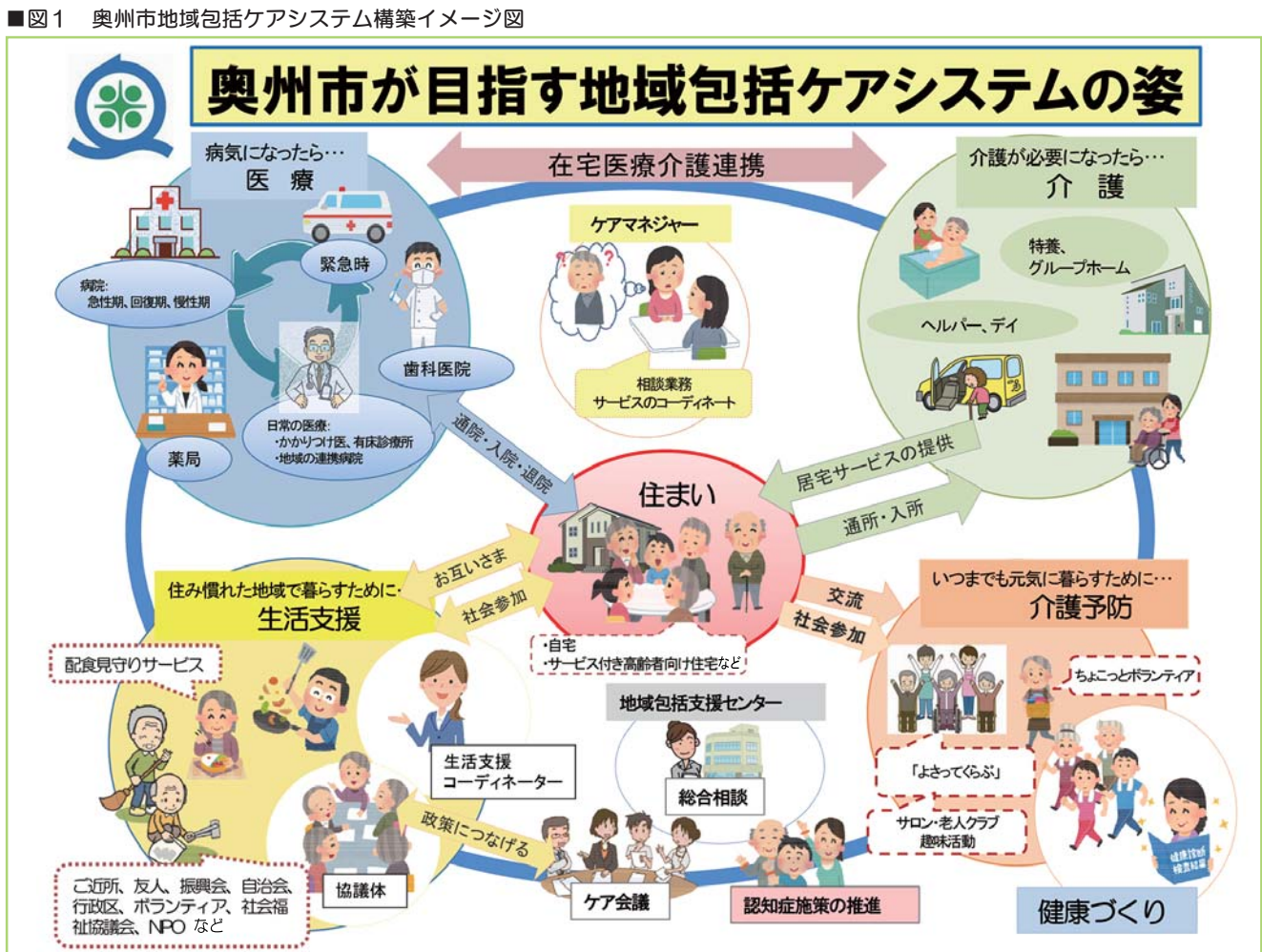
本市の高齢化率は、平成29年3月末現在で32・6[※]。人口が減少する一方で高齢化率は伸び続けており、一人暮らしや高齢者夫婦などの高齢者世帯、認知症高齢者が増加しているほか、要介護・要支援認定者も増加が見込まれる状況となっています。本計画は、いわゆる「団塊の世代」が全て後期高齢者となる2025年

に向け、地域包括ケアシステム（図1）の構築を目指す「地域包括ケア計画」としても位置付けられるものであり、全ての高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせる社会の構築を目的とし、本市の高齢者全般を対象とした計画として策定しました。

本計画の策定に当たっては、市総合計画のまちづくり理念のもと、地域福祉計画、健康おうしゅう21プラン、市障がい者計画などの各種計画との整合性を図りました。

地域包括ケアシステム構築に向けた主な取り組み

本計画は、「健康で安心して暮らせるまちづくり」の実現を基本理念



に掲げ、「地域包括ケアシステムの構築」を基本目標に、地域住民、関係団体、行政などが連携し、地域ぐるみでの見守りや生活支援など包括的な支援体制の整備を進め、共に支え合うまちを目指して次の5つの項目に重点を置いて取り組んでいきます。

① 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者が可能な限り自立した生活を送ることができるよう生活機能の維持・改善を図り、活動的な高齢者を増やすとともに、要支援・要介護状態になっても残された機能を維持・改善することを目指し、生きがいや役割を持つて安心して生活できる地域の構築に向けて取り組みます。

④ 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、みんなで支え合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指し、認知症の状態に応じた適切なサービスや支援が切れ目なく提供される体制を構築し、認知症の人と家族を支援する事業に取り組みます。

⑤ 介護給付など対象サービスの充実・強化

高齢者が要介護状態などとなっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことを可能とするためには、必要とするサービスを的確に提供できる体制の構築が必要です。介護給付などの状況や要介護認定者数の状況、高齢者のニーズなどを踏まえ、提供していくべきサービスの種類や量を適正に把握し、地域の実態に即したサービス提供体制の整備・構築に向けて取り組みます。

介護給付も含めた各種サービスの提供状況を検証し、公表することにより、効率的かつ効果的なサービス提供につなげていきます。

介護保険施設の整備方針

本計画では、市内各事業所に対するサービス提供量、施設の整備意向、特別養護老人ホームの待機者数など

■表1 サービス基盤整備計画

サービス区分	水沢地域	江刺地域	前沢地域	胆沢地域	衣川地域	整備予定年度
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2施設 80床（創設および増設） 2施設 改築					32年度
小規模多機能型居宅介護事業所	1施設 29人	—	—	—	—	32年度
認知症対応型共同生活介護事業所	—	—	—	1施設 9床	—	31年度

サービス基盤整備の考え方

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・・・「生活の場」と「手厚い介護サービス」を提供する施設であり、特別養護老人ホーム入所待機者解消のため整備が必要。
- 小規模多機能型居宅介護事業所・・・通いを中心に、訪問や宿泊を組み合わせたサービスであり、在宅生活の継続を支援できることから整備が必要。
- 認知症対応型共同生活介護事業所・・・少人数の家庭的な雰囲気の中での共同生活を支援するサービスであり、今後、増加が見込まれる認知症対象者への対応のため整備が必要。



② 日常生活を支援する体制の整備

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を送ることができるよう、介護サービスや福祉、医療、権利擁護など、さまざまなサービスを包括的、継続的に提供し、高齢者の生活を総合的に支える支援体制の構築に向けて取り組みます。

③ 在宅医療・介護連携を図るための体制の整備

疾病を抱えても、介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りなど、さまざまな局面で在宅医療と介護を包括的に提供するために、在宅医療と介護の連携を図ることのできる体制構築に向けて取り組みます。

の調査結果をもとに、地域のバランスも考慮しながら、特別養護老人ホームなどの施設整備を計画的に進めます（表1）。設置する事業者は公募により選定します。